【参考資料３】

補助対象となる事業について

（設備の更新・増強と圧縮機の整備）

（１）設備の更新・増強

* 更新とは：既存の設備を撤去して同種同一機能の新規の設備を設置すること。
* 増強とは：既存の設備に追加して同種の設備を増設すること、または既存の設備を撤去して同種であるが機能（容量や能力等）が向上した新規の設備を設置すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象設備 | 該当する内容 |
| 受電設備 | ・高圧交流開閉器の更新・増強  ・キュービクル式受変電設備の更新・増強 |
| ガス圧縮機 | ・ガス圧縮機ユニットの更新・増強  ・ガス圧縮機本体の更新・増強 |
| 蓄ガス器 | ・蓄ガス器ユニットの更新・増強  ・ガス容器本体の更新・増強 |
| ディスペンサー | ・ディスペンサーユニットの更新・増強  ・POSシステムの更新・増強 |
| ガス圧縮機用  冷却装置 | ・冷却塔の更新・増強  ・熱交換器の更新・増強 |
| 計装空気圧縮機 | ・計装空気圧縮機本体の更新・増強 |
| サクション  スナッバー | ・サクションスナッバータンクの更新・増強 |
| 冷却散水ポンプ及び貯水槽 | ・冷却散水ポンプの更新・増強  ・貯水槽の更新・増強 |
| 付属配管 | ・高圧ガス製造設備に係るガス配管の更新・増強  ・冷却散水設備用配管の更新・増強  ・計装空気配管の更新・増強 |
| 制御装置 | ・圧縮機・蓄ガス器・ディスペンサー・冷却散水ポンプ・計装空気圧縮機・防爆管理システムの制御装置の更新・増強  ・ガス漏れ検知警報設備の更新・増強  ・感震設備の更新・増強  ・制御盤ボックスの更新・増強 |
| 障壁 | ・高圧ガス保安法により、設置が必要となる障壁の更新・増強 |
| 万代塀 | ・高圧ガス保安法における天然ガススタンド（本補助事業では天然ガスステーションと呼称）の境界線を明示し、関係者以外の立入を防止する為、重要な機器への車両の衝突を防止する為、天然ガススタンドの保安の確保に影響する設備を関係者以外のものが安易に操作できないように防護する為、及び条例等に定める騒音基準を満たす為の塀等の更新・増強 |
| キャノピー | ・キャノピー本体の更新・増強 |

※　上記更新・増強作業に必要とされる部品の交換作業等も補助対象に該当する。

（２）ガス圧縮機の整備：ガス圧縮機の構成機器・部品の点検・調整・交換を行うこと

圧縮機メーカが定める計画的な整備（開放検査等）や主要部品の調整・加工・交換、それらに必要な仮設、試運転調整、現場管理などが補助対象に該当する。（下記1）2）の例を参照）

ただし、注記①~③の項目は対象外とする。

１）圧縮機メーカが定める計画的な整備の項目例

吸入弁・吐出弁の点検、吸入弁・吐出弁の交換、ピストンリングの点検、ピストンリングの交換、ライダーリングの交換、ピストンの点検、ピストンの交換、シリンダの加工、逆止弁の分解整備、オイルセパレーターエレメントの交換、フィルターエレメントの交換、Vベルトの交換、冷却ファンベルトの交換、冷却ファンプーリの交換、冷却ファンプーリベアリングのグリスアップ、冷却ファンモーターベアリングの交換、冷却水ポンプの分解整備・交換、換気扇モーターのグリスアップ、駆動用モーターのグリスアップ、遮断弁の分解整備、メカニカルシールの交換、軸受のグリスアップ、軸受の交換、フロースイッチの交換、リリーフ弁の分解整備、圧力計の交換、クランクケース入替、潤滑油の交換、冷却水の交換、ガスケット・パッキンの交換

２）主要部品の例

原動機及び補機（弁、圧力計、温度計、水分除去装置、圧力制御装置、吸入フィルター、吐出フィルター、インタークーラー、アフタークーラー、オイルセパレーター、潤滑油タンク、潤滑油ポンプ、サージタンク、安全弁、Vベルト）、吸入から吐出までの本体及び補機の接続配管・ホース、ベース架台、防音ボックス、防音ボックス換気設備、防音ボックス照明設備、原動機側制御盤及び付属電気設備

注記）

①消耗品及び備品（一括償却資産）に該当する部品のみの更新・交換

②高圧ガス保安法、電事法等による法定点検・検査・報告に関する費用

③予備品・準備品の確保に関する費用の全て